



- ・部活動等に目立った欠席記録はない

#### 【その他】

- ・ [REDACTED] 7/7(月)より副担任の2人の教諭が担任業務
- ・ 7/22(火)の [REDACTED]
- ・ スクールカウンセラーの相談実績なし
- ・ 保健室の利用実績なし
- ・ 「生活の記録」に特に記載なし

## 2 いじめ調査委員会の設置までの経緯

平成 26 年

- 8 月 20 日 当該生徒死亡(21:00頃)
- 8 月 21 日 警察から学校(教頭)に当該生徒死亡の一報  
学校が県教委に事案を報告  
母親から学校に「自死は伏せて欲しい」旨の連絡  
県教委が学校に事案について聴き取り  
校長・教頭・副担任が通夜に参列し、遺族から生徒の告別式参加は望まない旨の意向を聞く
- 8 月 22 日 全校集会で校長が生徒に死去について「突然死」として説明し、黙禱  
告別式に、学校関係者(教頭、正副担任等 8 名)および学級・部活動等生徒 40 名が参列
- 8 月 22 日～26 日 学校は基本調査を教職員(校長・教頭を除く)への聴き取りで実施
- 8 月 27 日 遺族(母親)が来校、学校は基本調査の結果について説明
- 10 月 30 日 学校が県教委に事故報告書、基本調査報告書を提出
- 12 月 22 日 遺族側から学校に対し第1回通知書を送付
  - ・事案発生直前の課外授業 3 日間の欠席について、保護者に欠席の確認をしなかったことについて、学校の説明が不十分であるとの認識
  - ・事案発生までの欠席 3 日間について
    - ① 生徒に対してどのような調査をしたのか明らかにせよ。
    - ② 生徒(同学年、部活動生)および教職員に再調査を実施せよ。ただし、生徒への調査では自死を伏せること。
- 12 月 22 日 遺族側から県教委に対し第1回通知書を送付
  - ・学校が本事案に関してどのような調査をし、県教委にどのように報告したのかを明らかにするために、学校から提出された報告書を開示せよ
  - ・また、それに対して県教委はどう指導・監督したのか
  - ・遺族側、学校、県教委の話し合いの場を設定せよ

平成 27 年

- 1月13日 学校が遺族側へ12/22通知書への回答書を送付
- 1月15日 県教委が遺族側へ基本調査報告書等を開示
- 2月3日 遺族側から学校、県教委に第2回通知書送付
- ・学校、県教委は第1回通知書の要望に十分答えていないとの認識
  - ・生徒(同学年、部活動生)を対象にアンケート調査を実施せよ。その際は、当該生徒が自死したこと、保護者は学校から欠席したことを知らされていなかったことを調査用紙に表記した上で実施せよ。
  - ・在校生が欠席をした際、保護者に確認の連絡をすることを徹底せよ
- 2月13日 学校から遺族側に文書を送付
- ・1学期および前後期の夏季補習欠席について回答
- 2月26日 遺族側、学校、県教委の話し合いの場の設定
- 遺族側より
- ・生徒(同学年、部活動生)を対象にアンケート調査を実施せよ
  - ・再発防止・自殺予防に関する校内(職員)研修を実施せよ
  - ・在校生が欠席をした際、保護者に確認の連絡をすることを徹底せよ
- 3月3日 学校が(同学年、部活動生)を対象にアンケート調査を実施
- 3月19日 学校が遺族側に個人が特定されないようにして回収したアンケートの写しを提供
- 3月24日 再発防止・自殺予防に関する校内(職員)研修を臨床心理士を招いて実施(遺族参加)
- 4月30日 遺族側から県教委に「ご連絡」送付
- ・アンケート結果を踏まえ、専門家による聴き取り調査を要望
- 5月8日 学校が遺族側へ文書を送付
- ・アンケート調査、校内(職員)研修の実施状況、在校生が欠席した際、保護者に連絡をとることを新年度に各学年保護者に知らせたこと等を報告
- 5月12日 遺族側と県教委の面談
- 5月13日 遺族側から県教委に「ご連絡」送付
- ・アンケート結果を踏まえ、生徒に対し臨床心理士による聴き取り調査を要望
- 5月19日 遺族側から県教委に「ご連絡」送付
- ・事案発生直前の3日間の欠席に関して、当該生徒から欠席の連絡を受けた副担任と校長に対し、県教委が事実関係を聴き取ること
  - ・県教委の学校に対する聴き取り状況、欠席に関しての問題意識、学校の対応について  
の見解を示せ
- 6月4日 遺族側と県教委の面談
- ・県教委は、遺族側に対し、第三者で組織する詳細調査を実施したいと説明
- 6月16日 遺族側が県教委に「重大事態が発生した」との申入書を送付

- ・当該生徒が学友からのいじめによって自殺に至ったことで、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の重大事態が発生したと申し立て
- ・鹿児島県いじめ調査委員会条例に基づく調査の実施を申し入れ(いじめ調査委員会設置決定)

- 6 月 24 日 県教委はいじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項に基づき知事へ報告
- 8 月 12 日 第 5 回教育委員会定例会でいじめ調査委員会の構成について説明
- 10 月 13 日 いじめ調査委員会委員の決定(教育委員会定例会)
- 12 月 17 日 第 1 回鹿児島県いじめ調査委員会開催

### 3 鹿児島県いじめ調査委員会委員構成

専門分野	氏名	所属
教育心理学・臨床心理学	おおつぼ はるひこ 大坪 治彦(委員長)	鹿児島大学教育学系教授
精神医学	あかさき やすたか 赤崎 安隆	医療法人赤崎会赤崎病院理事長・院長
臨床心理学	かたひら まり 片平 眞理	鹿児島県臨床心理士会
法律(弁護士)	かもしだ ゆみ 鴨志田 祐美	弁護士法人えがりて法律事務所代表
人権(人権擁護委員)	じとうほう たくみ 地頭方 匡	鹿児島県人権擁護委員連合会会長

### 4 審議経過

#### 【委員会の開催】

平成 27 年 12 月 17 日から平成 29 年 3 月 30 日までの間、合計 27 回の委員会を開催

第 1 回委員会	平成 27 年 12 月 17 日	第 2 回委員会	平成 27 年 12 月 25 日
第 3 回委員会	平成 28 年 1 月 26 日	第 4 回委員会	平成 28 年 2 月 23 日
第 5 回委員会	平成 28 年 3 月 10 日	第 6 回委員会	平成 28 年 3 月 29 日
第 7 回委員会	平成 28 年 3 月 31 日	第 8 回委員会	平成 28 年 4 月 13 日
第 9 回委員会	平成 28 年 6 月 17 日	第 10 回委員会	平成 28 年 7 月 6 日
第 11 回委員会	平成 28 年 7 月 12 日	第 12 回委員会	平成 28 年 7 月 20 日
第 13 回委員会	平成 28 年 8 月 9 日	第 14 回委員会	平成 28 年 8 月 30 日
第 15 回委員会	平成 28 年 9 月 30 日	第 16 回委員会	平成 28 年 11 月 8 日
第 17 回委員会	平成 28 年 11 月 30 日	第 18 回委員会	平成 28 年 12 月 7 日
第 19 回委員会	平成 28 年 12 月 16 日	第 20 回委員会	平成 29 年 1 月 13 日

第 21 回委員会 平成 29 年 1 月 31 日

第 22 回委員会 平成 29 年 2 月 1 日

第 23 回委員会 平成 29 年 2 月 15 日

第 24 回委員会 平成 29 年 2 月 28 日

第 25 回委員会 平成 29 年 3 月 9 日

第 26 回委員会 平成 29 年 3 月 28 日

第 27 回委員会 平成 29 年 3 月 30 日

### 【生徒対象アンケート調査】

#### ○同学年生徒を対象としたアンケート調査

学校が実施していたアンケート調査を踏まえ、①事案発生時の学級、②事案発生時の部活動、③出身中学校、④当該生徒との関係性、⑤当該生徒に関わるエピソード、⑥何らかの情報を得ている場合の情報入手経路などを記入させた上で自由記述式で記載を求めた(記名式)。

実施期日:平成 28 年 2 月 10 日～2 月 19 日

調査対象:当該生徒と当該高等学校で同学年であった生徒全員(転出生徒等を除く)

配布数:■■■ 回収数:■■■ 回答拒否数:■■■ 有効回答数:■■■ 有効回答率:94.8%

#### ○■■■部部員を対象としたアンケート調査

上記のアンケートとほぼ同様の形式で記載を求めた。

実施期日:平成 28 年 3 月 18 日～3 月 24 日

調査対象:当該生徒が部活動で所属していた■■■部の 1 学年上の学年の部員全員

同学年生は既実施のため、1 学年上の配布数:■■■ 回収数:■■■ 回収率:86.7%

### 【生徒対象聴き取り調査】

平成 27 年 3 月に学校が実施したものと本委員会が新たに実施した 2 種類の生徒用アンケート調査から、調査委員会が直接聴き取ることで確認したいと判断した生徒に対し、直接生徒に密封した協力依頼書を送付し、生徒本人および保護者の同意が得られた生徒に複数の調査委員が同席して聴き取り調査を行った。

協力依頼生徒数:■■名

実施生徒数:■■名

実施期日:それぞれ個別に実施し、平成 28 年 3 月 8 日、3 月 25 日、8 月 9 日

### 【教職員対象聴き取り調査】

#### ○当該高等学校教職員を対象にした聴き取り調査

事案発生直後に学校が実施した聴き取り調査はすべて 2 名の教頭が分担しそれぞれが単独で行っていること、学校管理職(校長・教頭)が対象から除外されていることから、調査委員会では、学校管理職を含め、すでに転出した教職員も、事案発生後に転入した教職員も、教員だけでなく事務職員(司書を含む)もすべて対象とした。必要に応じて、聴き取り調査は同一教職員に対して複数回実施された。基本的には個別の聴き取りを複数の調査委員同席で実施したが、必要な場合は複数の教職員を同席させて聴取した。

調査期日:平成 28 年 1 月 15 日、1 月 19 日、1 月 20 日、2 月 15 日、2 月 16 日、3 月 2 日、3 月 4 日、3

月 8 日、3 月 22 日、3 月 25 日、4 月 7 日

調査対象人数：■名

聴き取り調査のべ回数：100 回

○当該生徒が中学生の時の中学校教諭を対象とした聴き取り調査

中学校時代をよく知ると思われる教諭■名に聴き取り調査を行った。

調査期日：平成 28 年 3 月 8 日

【県教育委員会担当者への聴き取り調査】

○当該事案を直接担当した指導主事への直接聴き取り調査

複数の調査委員同席で聴き取り調査を実施し、保管資料の提供を求めた。

○県教育委員会高校教育課の課員への聴き取り調査

直接担当した指導主事(既転出)の上司に当たる高校教育課長、指導監、課長補佐について、事案発生時および現在の課員、既転出の指導主事の職を引き継いだ現在の指導主事に対し、全員に複数の調査委員同席で聴き取り調査を実施した

聴き取り対象者：8 人

聴き取り期日：平成 28 年 3 月 24 日、11 月 21 日

【遺族への聴き取り】

○母親への聴き取り

調査委員会開催時とは別に、協力いただき、複数の調査委員同席で聴き取り調査を行った。また、下記実施日とは別に、調査委員会開催日に毎回遺族へ調査の進捗状況のフィードバック(調査結果については一切秘匿)を行ったが、その際の母親の発言も、重要な情報として聴取内容とした。

調査期日：平成 28 年 1 月 14 日

○父親への聴き取り

■父親についても、協力いただき、複数の調査委員同席で聴き取り調査を行った。また、上述のフィードバック時に父親が同席されることもあり、そのときの発言も聴取内容とした。

調査期日：平成 28 年 1 月 14 日

○■への聴き取り

調査委員会からの要望を母親に伝え、母親および■本人の同意が得られたため、複数の調査委員同席で聴き取りを実施した。

調査期日：平成 28 年 3 月 30 日

【携帯電話業者への照会】

夏季課外授業日の欠席について、本人が副担任の携帯電話に連絡したのかという点について、副担任の証言を補完する証拠資料として携帯電話業者に着信履歴開示についての規則等について照会した。

【パンク修理を行った自転車販売店での聴き取り】

母親から調査委員会終了後のフィードバック時に発言のあった当該生徒の自転車のタイヤ破損について、修理を行った販売店に直接調査委員が出向いて、異常性がなかったかを確認した。

#### 【その他の諸資料の提出依頼】

県教委高校教育課を通じて提出を依頼し、要求した資料(高等学校および県教委保管資料)は、現存するものについてはすべての資料の提出を受けた。

## 5 鹿児島県いじめ調査委員会からの答申

本調査委員会は、平成 29 年 3 月 30 日に鹿児島県教育委員会教育長に「鹿児島県いじめ調査委員会調査報告書」の提出という形で答申し、併せて、自死の防止に向けて本委員会としての「提言」を提出した。

## 二 調査結果

### 1 本事案に係る県教育委員会提出資料(当該高等学校から提出された文書を含む)の検証

調査報告書本文に詳述しているように、本事案においては、以下の点について、一人の生徒の貴重な命が失われたという極めて重大な事案に鑑みて指摘しなければならない。

#### (1) 学校から提出された事故報告書における記載の不十分さ

子を自死で亡くすという親にとって極めて辛い出来事が生起したとき、親はその兆候を掴んでいれば親として何かできたのではないかという無念さがあるのは当然である。本事案がいじめ調査委員会の設置という状況に至った要因は、当該生徒の自死がいじめに起因するものである可能性があるということと言うまでも無いが、こうした親の無念さを考えたとき、基本調査報告書に前期夏季課外授業(補習)の 3 日間の欠席については記載があるものの、まさに直近の後期夏季課外授業(補習)の 3 日間の欠席が記載されていないことに憤りを感じるのは親として遺族として素直な感情と考える。遺族は、警察官からその事実を知らされており、「欠席したときに高校の先生が私に知らせてくれていれば」と思うのも当然であろう。

ところが、遺族の「知らせてくれていれば」という思い、別の言い方をすれば遺族にとって一番のポイントとも言うべき思いとはまさに逆に、その 3 日間の欠席が基本調査報告書に記載されていないのである。

調査の結果、不注意による記載漏れという以上のことは検証されないが、学校が「自死を防げたのではないか」という視点を持たずに報告書を作成したと指弾されても仕方が無いミスである。事案発生後に遺族が学校や県教委に繰り返し要求していることの推移が、この記載漏れがいかに大きなミスであったかを物語る。

#### (2) 県教委高校教育課の担当指導主事の指導記録の曖昧さ

県教委高校教育課の生徒指導担当指導主事が実質 1 名であり、生徒指導に係る案件に対して複数の課員が対処できる体制にはない。その結果、個別の生徒指導案件の多くが、1 人の指導主事によって対応・処理されている実態にある。

このことは、チームとしての指導体制の風土が醸成されておらず、個々の事案における日々の指導経過が公的な指導経過資料といった形で保存されておらず、当該指導主事のまさに頭の中や備忘録的なメモといった形でしか残されていない。そうしたメモ類も提供を受けて、本委員会で精査したが、現行のいじめ防止対策推進法で求められていることや高等学校における生徒の死亡事案に関する指導としてとくに何らかの瑕疵があったという点は見いだされなかった。しかし、今後の種々の事案への危機対応や危機管理のあり方として、この指導経過の記録については明らかに改善を要する点である。

### (3) 遺族との対応における、遺族の心情に寄り添う気持ちや配慮の不足

我が子を亡くしたばかりの遺族の心情を考えると、その子が直前まで活動していた「学校」の有りはいろいろな影響を遺族に与えるはずである。生徒を含む学校関係者の遺族への配慮ある関わりは、苦しむ遺族にとって大きな癒しとなろう。

本委員会は事案発生後の事実経過を検証し、学校教職員や県教委担当者への聴き取り調査を通して、具体的には以下の点で、遺族に対する配慮が不足していたと判断する。

- 1) 遺族の意向を正確に確認しないまま、告別式に生徒を機械的に多数参列させたこと。
- 2) 事案発生直前の 3 日間の欠席を保護者に確認しなかったことについて、当初、「夏季講習だから…」といった説明をして欠席連絡をしないことを正当化する一方で、県教委への報告書にその記載を漏らすという重大なミスを生じさせたこと。
- 3) 遺族の要望で実施された臨床心理士による生徒の自死抑止のための校内研修において、遺族が希望したとしても、その内容が我が子の自死を経験したばかりの遺族の陪席のもとで実施可能な内容であったのかについての吟味が不足していること。
- 4) 母親が事案発生直後に自分自身を責めていたのに、校長、2名の副担任をはじめとする学校側の問題を追及し始めたことに対して、自死遺族の心情理解の不足により適切な対応を欠き、対立関係を作ってしまったこと。
- 5) 県教委の高校の生徒指導担当指導主事が実質 1 名のため、所管する課内で情報共有が十分でなく、県教委として情報共有がなされていると思っている遺族から見たときに、その対応に少なからず配慮が欠けていると感じる結果になったこと。

これらのことは、学校の遺族への対応が望まれる「癒し」とは全く逆の結果を生み、こうしたプロセスを経て、ますます、当該学校や県教委と遺族の「対立」を強めることになったと判断される。

## 2 学校調査のプロセス、方法および結果についての検証

当該高等学校では、基本調査の一環としての教職員への聴き取り調査を事案発生直後に実施している。また、遺族からの強い要望を受けての形ではあるが、生徒(同学年、同部活生)にアンケート調査(以下、このアンケートを「学校アンケート」という)を実施している。

当初、遺族から自死であることを秘匿して欲しいという要請を受けるなか、教職員に対する調査のみを実施しているが、本事案は現行のいじめ防止対策推進法が施行されて間もないときに生起しており、同法の

施行以前ならばともかく、同法の下では生徒からの情報の収集については、遺族から自死の秘匿の要望があったとしても、もっと積極的になされなければならない。いじめの有無に関わらずこうした情報収集が、後になって自死の要因が検討されるとき重要な実証資料となるはずである。

#### (1) 教職員への聴き取り調査に関して

教職員対象の聴き取り調査に関しては、その聴き取り内容以前に大きな不備がある。第 1 に聴取者として 2 名の教頭がそれぞれ単独で聴取しており、記録もその聴取した教頭によってなされている点である。提出された資料からは、音声記録の有無等の記載も無く、記載内容の信頼性が担保されていない。第 2 に、聴取事項は県教委指導主事からの指導助言を受け不足していないが、聴き取り調査の対象は、法令では全教職員となっているのに、本事案では学校管理職(校長・教頭)が対象となっていないのである。

聴き取り調査された内容では 2 点を指摘しておきたい。第 1 に、この事案発生直後に当該高等学校の当該生徒に直接指導した教諭の中に、宿題未提出等への指導など学習への圧力が自死の要因になっていないかという懸念があったのではないかという点である。聴取内容にこの宿題未提出への言及が散見され、そのことがたとえばいじめや交友関係への視点を曇らせていると感じられる。その結果、本調査委員会はこの直後の聴き取り調査からはほとんど有益な情報を得られなかった。第 2 には、当該生徒がこの比較的大規模の高等学校において入学後 1 学期しか過ごしていないとはいえ、当該生徒を知っているが学級担任や教科担任以外ほとんどいないということである。

その知識もほとんどなく、当該高等学校におけると生徒間の関係の希薄さは気になるところである。

#### (2) 学校アンケートに関して

遺族の強い要求を受けて、事案発生後半年以上たって実施されている。この種のアンケートとしては文部科学省が提示するアンケートのひな形に沿ったものではあるが、回答される内容が伝聞なのか直接経験なのかが明確ではない回答も散見される。さらに、この時点でのアンケート調査として、ここで初めて自死を明らかにしたのであれば、自死ということ予想していたか、自死と知らされての受け止めなど、調査すべきことはあったのではないかとも思われ、その意味で明らかに不十分な調査である。

このアンケート調査で、本事案では初めていじめを疑わせる記載が登場している。スリッパ隠し、カバンの中へ納豆、告別式斎場のトイレでの生徒の発言内容、仲間はずれの 4 点である。

一方で、家族とあまり話さない、成績に対する母親からのプレッシャーとの記載もある。いずれにしても記載は極めて少数の生徒によってなされていること、伝聞の形での記載が多いこともあり、本委員会としての再調査の必要性を感じさせた。

### 3 本委員会が独自に生徒を対象に実施したアンケート調査

本調査委員会は、この種の委員会ではあまり実施しない改めてのアンケート調査(以下、このアンケートを「委員会アンケート」という)を実施した。その結果、前年 3 月の学校アンケートからさらに時間が経過して

いるにも関わらず、学校実施のアンケート調査よりも多くの記載を得た。

しかし、同学年生徒の中に、当該生徒と非常に親しかったと答える生徒は皆無であり、一般的な「友人」と回答した生徒も同一部活生徒と同一クラス生を中心に 27 人とどまった。内訳は 1 年組の回答者名中 名が男子生徒でそのうち 10 名が「一般的な友人」と回答し、1 年組以外の部では 名、他クラスの同一中学校出身者が女子 名を含み 名、その他 2 名の計 27 名である。事案発生当時同じクラスにいた生徒も女子を中心に、大半は「話をしたことはあるがとくに親しいわけではない」「話をしたことがない」と回答している。昨今の高校生の友人関係は「ふれあい恐怖」など深い関わりを持とうとしないことが多いと指摘されている。したがって、この結果は当該生徒にだけの問題ではない可能性も排除できない。いずれにしても、少なくとも上述の母親が考えている「豊かな友人関係のなかにいる」とは考えにくい、全く孤立していたとも言えない。

このことは、当該生徒が孤立していたという記載は後述のスマートフォン利用に関すること以外は見られないことから窺われる。当該生徒に関する見立ても「明るい」の表現がある一方で「暗い」もあり、深い関係性のない中で生徒たちの見取りと考えることができる。

#### 4 本委員会が本人および保護者の同意を得て生徒に実施した聴き取り調査

委員会アンケート調査の結果、具体的にもっと情報を得たいと考え、有力な情報を持っている可能性がある生徒に、同クラス、同部活生徒を中心に、直接の聴き取り調査への協力を個別に依頼した。生徒本人および保護者の同意を求めてそれが得られた生徒にのみ協力を得たが、多くの生徒・保護者からの同意は得られず、対象は数人とどまった。

#### 5 遺族からの聴き取り調査および提供資料

本委員会における母親への聴き取り調査の過程で、母親は当該高等学校とくに校長と担任の代行をしていた 2 人の副担任への不信感を露わにしていた。学校における記録にある本事案発生直後の母親自身が子供に強くあたったからといった後悔の念は全く聞かれなかった。むしろ、直近の 3 日間の欠席さえ知っていればという思いの強さが印象的であった。

しかし、中高校生の自死事案の場合、発生直後は遺族とくに母親が自責の念に駆られることが多いことはよく知られており、このことは本事案の母親に個別の問題ではない。むしろ、こうした知識を有していない当該高等学校の教員が、当初は自死であることを秘匿し自分が悪いと言っていた母親が違う言い方をするのはおかしいと考えたのではないかと考えられる。このことが、本事案の事後経過を複雑なものにしている。

また、強い母親像は、ひとり親家庭でもあり、必然的なものも理解する必要があるだろう。しかし、高校生が使用するスマートフォンをそのカバーに至るまで本人の選択ではなく母親が本人に内緒で選定するなど、一般論としては管理性の強い部分があるように感じられた。

いずれにしても、学校アンケートにあったスリッパや納豆に関する情報提供、たとえばカバンが納豆の臭

いがしていた等の発言は聞かれなかった。また、遺書に相当するもの(ノートや教科書への走り書きを含め)の存在は懸命に探されたようであるが見つからなかったという。

繰り返し、たくさんの友人に囲まれていたという発言があり、豊かな人間関係の中にあっただという理解をされている。

## 6 本委員会が当該高等学校教職員等に実施した聴き取り調査

教職員への聴き取り調査全体を通して、学校が何かを隠蔽しているという部分は全く感じられなかった。むしろ、母親と直接関わった教師ほど、自分を責めていた母親がなぜ学校を責め出すのかという戸惑いを持っていると感じられた。このことは、教職員に対し、自死事案が発生した際の対応やご遺族の心情について理解するための研修等が日頃から十分に行われていなかったことを示唆する。

一方で、実際に不登校の状態にある生徒等、明らかな行動問題を呈している生徒だけが生徒指導の支援対象として考えられており、当該生徒のような一部の教科の宿題未提出を除けば授業態度良好な生徒はまさに視野外である。文部科学省は20年以上前から「積極的生徒指導」を掲げ、近年では問題解決的な生徒指導から脱却して予防的・開発的取り組みの重要性が各種の指導資料で提示されている。実際、鹿児島県教育委員会も県総合教育センター教育相談課が全国に先駆けて2012年に開発した「学校楽しいーと」を活用したアセスメントなどの取り組みを行っている。現在、県総合教育センターの調査で県内小学校の約4割、中学校の約3割弱、高等学校の1割がこの「学校楽しいーと」を活用しているが、当該高等学校では校長もその存在すら気づいていない。こうした学校風土の中で当該生徒の心身の状態の変調へ気づきを困難なものにしていた。

また、この教職員への聴き取り調査によって、正担任が■■■■による■■■■「生徒個票」が正担任の机の施錠した引き出しに入れられ、緊急連絡時の対応等について、担任を代行する副担任に明確な形で引き継がれていなかった点が明らかになった。

さらに、生徒欠席の際の保護者への確認に関するルールの曖昧さや、その曖昧さに伴って生じたと思われる2人の副担任間の情報共有の不安定さ、欠席中の当該生徒の心身の状態についての家庭と学校間の情報共有を欠いていた点が指摘される。

## 7 本委員会が県教育委員会担当者等に実施した聴き取り調査

前述したように、本事案に対してはその発生直後から県教育委員会は把握していたが、その体制のマンパワーの少なさに起因して、ただ1人の指導主事のみが学校との連携をとっている。いじめ防止対策推進法施行直後に起きた自死事案に対して、もっと効果的なシステムの構築とマンパワーの導入が必要だったのではないかと思わせる。したがって、直接担当の指導主事以外からはとくに有益な情報は得られなかった。

一方で、遺族宛文書における県教委の担当者名は文書ごとに異なる場合があり、これは指導系担当者と事務系担当者、あるいは文書としての責任性の観点からのこととは推測されるが、遺族の側からすれば

担当者あるいは窓口が不明確になっていた点は、人事異動等での引き継ぎ等についての遺族へのわかりやすさが十分であったとは言えない。

## 8 当該生徒が SNS を利用していなかったことに関して

上述のように、当該生徒は、学級でも部活でも唯一、携帯電話やスマートフォンを所持していなかった可能性がある。入学式で当該高等学校の校長は例年、「高校生の子供に携帯やスマホを与えないのは親の見識」との発言をしている。

しかし、県総合教育センター教育相談課の調査で 2015 年当時の高校 1 年生の所持率が 95%を超え、2016 年では 97%を超えていることもまた事実である。したがって、当該生徒のみが不所持であったことはあり得ることである。母親は、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 2 学期から当該生徒に与えようと考えていたと話す。が、XXXXXXXXXXXXの時よりも周囲の所持率さらに LINE に代表される SNS の利用率は急激に上昇している。■の時は複数いたかもしれない不所持者が周囲にいなくなっているのである。

SNS 利用に関する多くの研究は、非利用者が少数派になると非利用者の心身の健康度が低下することを従来から指摘している。事実、県総合教育センター教育相談課は 2016 年、2017 年と続けて SNS 利用者と非利用者の心身健康度や友人関係に明らかな違いがあり、非利用者が危機的な状況にあることを警告している。

このことは、単純に所持させておけば良いという問題ではない。所持させるかどうかは各家庭の判断の問題であり、学校関係者は非所持者が疎外感を持たないように最大限の努力が必要であることを意味している。

## 9 その他関係各機関等を実施した聴き取り調査および資料収集

### ○母親から情報提供された自転車のタイヤ破損に関して

母親が夏休み前に当該生徒が自転車のタイヤがボロボロになったまま乗って帰宅したことがあり、誰かにタイヤを傷つけられたのではないかと情報提供を受け、調査委員がその破損したタイヤを修理したという自転車販売店に直接出向いて、話を伺った。

### ○携帯電話会社の着信履歴開示に関して

遺族が強く思っている「最後の 3 日間の欠席」を知らせてもらってほしいという思いに対し、学校側は後期夏季課外授業日の初日の 8 月 18 日は実質的な担任である副担任(B 教諭)の携帯電話に本人から電話連絡を受けたので保護者に知らせていないと説明している。これに対し、遺族は自宅電話の発信記録にそうした記録がないとして、B 教諭に電話したという事実は無いのではと疑義を唱えている。調査委員会の聴き取り調査で B 教諭は自動車運転中に着信し話したので(ハンズフリー使用)どこからの着信か確認しておらず、すでに携帯電話に保存されている着信履歴も消滅していると話したため、携帯電話会社(au)に着信履歴の開示を依頼するよう要請した。その後、販売店で依頼したが半年以上前のものは開示できないとの説明を受けたとの報告を得た。

本委員会は、この証言の事実認定のため、携帯電話会社(au)に、着信履歴開示の規則の説明を求めた。その結果、au(KDDI)では、総務省の通信の秘密保持のガイドラインに沿って運用しているため、着信履歴の開示はユーザー本人からの申し出であっても、一切対応しないこととしているとの見解を得た。

B 教諭の「半年以上前は開示できないと言われた」という説明と食い違うが、調査委員が複数の販売店で尋ねたとき、販売店によって説明が異なっていたことも事実であり、B 教諭の証言自体を否定することはできない。

いずれにしろ、本当に当該生徒が連絡したかについては確認できないが、B 教諭の話の通りだとすると、自宅外から電話したと考えられる。なお、翌日の 19 日は当該生徒から学校関係者には何の連絡もしていないままの欠席である。

## 10 いじめの有無についての調査委員会としての判断

### (1) はじめに

本事案について、平成27年3月に当該校において実施された学校アンケートから、当該生徒がいじめを受けていたことを窺わせるエピソードが複数確認された。

本委員会第1回会合の開催時における報道においても「かばんに納豆を入れられていた」「棚にゴミを入れられていた」等のエピソードが紹介され、これらがいじめの存在を窺わせる内容である旨報じられた。

もっとも、学校アンケートは、その質問項目が「1 自分で見たり、          さん(本人)から直接聞いたりしたこと」「2 友だちから聞いたこと」(2についてはさらに「ア 亡くなる前に聞いたこと」「イ 亡くなった後に聞いたこと」の2項目)であったところ、当該生徒がいじめを受けていたことを窺わせるエピソードのほとんどは「2 友だちから聞いたこと」の欄に記載されていた。すなわち回答者が直接見聞いたのではなく、あくまで伝聞として回答されていたものである。

そこで、本調査委員会では、改めて当該校の生徒のうち、当該生徒と同学年の者全員、および当該生徒の自死当時、同じ                  部に所属していた生徒全員を対象に、より詳細な質問項目を設定し、かつ情報の入手ルート(直接の見聞か、友人から直接聞いたか、うわさで聞いたか等)を明記させる形で委員会アンケートを実施するとともに、その回答を踏まえ、直接の聴取が必要と判断した生徒のうち、生徒本人及びその保護者の承諾が得られたものからの聴き取り調査も実施した。

また、当該校の教職員全員からの聴き取り調査の中でも、当該生徒がいじめを受けている徴候がなかったかについて聴取を行った。

さらには、当該生徒の自死前の言動について、ご遺族からの情報提供もあった。

これらのアンケートや聴き取り調査等の結果については、前項までに報告したとおりであるが、同調査によって判明した「いじめが背景に存在する可能性のあるエピソード」として、以下の5つが確認された。

- 1)「納豆」「カバン」「カバン棚」に関するエピソード
- 2)スリッパあるいは靴を隠されたとするエピソード
- 3)部活動中に                  を破損したエピソード

#### 4)ゲーム機または携帯電話(スマートフォン)のゲームへの参加に関するエピソード

#### 5)告別式の際の男子トイレにおける発言に関するエピソード

本項においては、上記のエピソードを中心として、調査結果からいじめの存在を認定できるか否かについて本調査委員会の判断を示し、最後に、当該生徒の自死の要因として、いじめが存在したと認定できるか否かについての結論を述べる。

#### (2) 本調査委員会における「いじめ」の定義について

まず、本調査委員会における「いじめ」の存否の判断の前提として、「いじめ」の定義を確認しておく。本調査委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の「重大事態」にかかる事実関係の調査のために設置されたものであり、当然のことながら、「いじめ」の定義についても同法の規定に従うことになる。

同法第2条第1項は、いじめの定義につき「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。この定義によれば、いじめに該当する行為は、従前の文部科学省の定義(「心理的物理的攻撃」)より広く、「無視」や「陰口」といったものも含まれる広範なものが想定され、それらの行為がいじめにあたるか否かは、当該いじめを受けた子どもの主観によって判断されるべきことになる。

本件のような自死事例においては、調査時において当該生徒本人から話を聞くことができないため、いじめを疑うべき行為が見いだされた場合、それが当該生徒の「心身の苦痛」になっていたかを直接検証する手立てはない。したがって、本件におけるいじめの存否の認定においては、上記1)から5)のエピソードの背景に、まず一般的な高校生であれば心身の苦痛を感じるであろうと考えられる「特定の生徒(当該生徒と一定の人間関係にある者)による特定の行為」が認められるかにつき検討し、次にその行為が認められる場合に、当該生徒がその行為に対して心身の苦痛を感じていることを窺わせる事情(当該生徒の様子や周囲の状況)が存在したかどうか、という観点から総合的に判断するほかない。

そして、その判断に際しては「『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努める」べきである(衆議院付帯決議1項、参議院付帯決議1項)。

以上を前提に、本調査委員会の認定を以下に述べる。

#### (3) いじめの存否に関する本調査委員会の認定

以下に、上記の各エピソードごとに、本調査委員会の認定結果を記す。ただし、ここでのアンケートや聞き取り調査の情報については、「原文のまま」の引用とし、表記や学年の記載の誤り(事案発生当時のものと回答時のものの混在など)についても、あえてそのままの形で引用している。

#### ア エピソード1)「納豆」「カバン」「カバン棚」に関するエピソード)について

(ア) 学校アンケートには、いずれも「友だちから聞いた話」として、「1学期の中ごろに、          のカバンの中に納豆が入れられていたというのを友だちから聞いたことがある」、「一学期クラスでカバン棚にゴミを入れられていたこと」、「いつ頃かは覚えていませんが、          君の棚にゴミなどが捨ててあったと友達から聞きました」との記載があった。

(イ) 委員会アンケートでは、このエピソードについて以下のとおり多数の回答が寄せられた。しかし、その多くは、伝聞、あるいはうわさによるものであった。

「誰に聞いたかは忘れまして。部活動の先輩からいじめられていたというのをきいたことがあります。事実かどうかわかりません。その話では靴を隠されたり、かばんに納豆を入れられたりしたそうです。噂程度なので本当に事実かわかりません」。

「彼の死後に友達から、彼は部活動の先輩にかばんの中に納豆を入れられていたことがあったと聞きました。他にもいろいろな嫌がらせを受けていたらしいのですが忘れてしまいました。納豆の話もうわさなので本当かどうか分かりません」。

「彼の死後にうわさで聞いた話だから、本当かは分からないが、『スリッパを隠されていた』『納豆をかばんに入れられていた』というのを聞いたことがある」。

「新聞では納豆がカバンに入れてあったと書いてあったが、僕がうわさで聞いたのは、納豆巻きを食べた後の袋が、カバン棚に入っていたことだった」。

「なっとうをいれられたやくつをかくされたということはきいた」。

「彼の死後にうわさで聞いた話によると、教室でカバンの中に納豆のおにぎりがいれられていた」。

「学校内で『納豆を置かれていた』ということを複数の生徒に聞いたことがある」。

「彼の死後、当時彼と同じ 1 年組だった友人の女の子に君のかばん(正かばんかリュックかはわかりません)に納豆が入れられていた」。

「最初の学校のアンケートがあった時には、何も知らなかったのですが、あとでうわさで聞いたことです。部活の先輩にかばんの中に納豆を入れられるなどのいじめをうけていたとのことでした。私は、全く知らないことなので、確実な情報はありませんが同じ学年の人に聞きました。現在の 3 年生か、卒業した先輩なのかは、くわしくは聞けなかったのでわかりません。うわさなので、本当かどうかわかりません」。

「机の中に納豆巻きを入れられていた(うわさで聞いた)」。

「噂で靴の中に納豆を入れられていたと聞いた。噂で嫌なことをしたのは三年生だったということを知った」。

「が亡くなった後に後輩からクラスで制カバンに納豆を入れられるといったいじめを受けていたと聞いた」。

「うわさで聞いた。くんの私物の中に食べた後の納豆巻きのゴミを入れられていた後輩から聞いた」。

「学校内のいじめでは、かばんの中に納豆を入れられている等のいじめを受けていたと聞いた」。

委員会アンケートは本件事案から約1年5か月経過後、学校アンケート実施からも約1年が経過した時点で実施されたため、その間に伝聞により得た情報が拡散したことは十分考えられる。これらの中には、明らかに上記報道に接したことを受けて、その情報を「うわさ」・「伝聞」等として回答しているものも見受けられ、これらの回答から事実を判断するにあたっては慎重を期する必要がある。

一方で、学校アンケートの回答とは異なり、このエピソードについて、以下のとおり直接見聞した者、

ないしは限りなくこれに近いと思われる者からの回答が複数寄せられたことは注目に値する。

「新聞には『納豆がかばんに入れられた』と書いてあったらしいが、本当は納豆巻きで、他の人の棚に入っていて、その人が誰のだろうと不思議に思い、■■■■君の棚に入れたらしい」。

「引き出しの中に納豆巻きが入っていたことがあった。本人から聞いた。某新聞に引き出しに納豆が入っていたと記載してあったがそれは変な誤解を招いてしまっている」。

「カバンに納豆が入っていたのではなく、棚の中にコンビニで売っていた未開封の納豆巻きが入っていたということを、彼から聞いた」。

「実はなっとうまきなのである(新品である)」。

「新聞で見た納豆がかばんの中に入っていたとあるが、でっち上げに近い。実際は包装された未開封のコンビニなどでうってる納豆巻きがかばん棚にポンと置いてあっただけ。いかにも納豆がかばんの中に直接入っていて陰しつな感じで報じられていたそうだが全く違う。クラスでいじめは絶対になかったと思う」。

「■■■■君と同じクラスだった人から→新聞にのっていた、『納豆をいれられた』は間違いで、開封前の納豆巻だった。そして■■■■君はその納豆巻を他の人の机に入れた」。

「新聞では、カバンの中に納豆を入れたとあったが、実際はカバン棚に納豆巻きがおいてあっただけ、しかも■■■■君に直接的に悪意をもっておいたのではなく、いろいろな人のカバン棚をまわってきて■■■■君のところにもきたと■■■■組(当時の■■■■君のクラスメイト)の友人からきいた」。

未開封の納豆巻が、当該生徒のカバン棚に入れられた経緯は必ずしも判然としないが、少なくとも、これらの回答から、当該生徒の「カバンに納豆が入れられるといういじめを受けた」という事実を認定することは困難であろう。

なお、学校アンケートで「1 学期の中旬ごろに、■■■■のカバンの中に納豆が入れられていたというのを友だちから聞いたことがある」と回答した生徒は、委員会アンケートでは、「いやなことをされているのを見たり聞いたりしたことがあるか」の質問に対し「とくにない」と回答している。同生徒の他の回答欄の記載ぶりからは、知っている事実をことさらに隠蔽している様子は窺えない。自分自身が直接見聞いたことではないために回答しなかった可能性が高いと考えられる。

さらに、本調査委員会の要請に対し、生徒本人及び保護者の了承のもとで聞き取り調査に応じた当該生徒に近い関係の生徒は次のように証言している。

「(調査委員の『納豆巻きは、いたずらというか、何か嫌な気持ちをさせようと思って置かれた?』との問いに対して)そこが僕もちよつとわからなくて。朝、学校に行ったときには、もう何か終わっていたみたいでした。友達から話を聞いただけで、見てはいないんですけど、何か「棚に納豆巻きが置いてあったよ」みたいな、何かそんな感じで」

「(調査委員の『で、その納豆巻きのことというのは、何か■■■■君の中で、その後もずっと気になっていたとか、引きずっていた感じというのはあるのかな』との問いに対して)無かったと思うんですけど」

これらの証言からは、当該生徒も、棚に納豆巻きが置かれていたことに対して深刻な受け止めをして

いる様子は窺われなかったことが見て取れる。

(ウ) 以上から、本委員会は、エピソード 1)について次のとおり認定する。

「カバンに納豆が入れられた」、「カバン棚にゴミを入れられていた」は、いずれも同一のエピソードが伝聞の過程で変化し、誤った情報として伝わったと推認される(学校アンケートで「カバン棚にゴミを入れられていた」と回答した生徒が委員会アンケートでは「僕がうわさで聞いたのは、納豆巻きを食べた後の袋が、カバン棚に入っていたことだった」と回答しているが、いずれも伝聞情報として回答している)。実際には、当該生徒のカバン棚に未開封の納豆巻きが置かれていたことが事実と考えられる。

また、この事実を前提としたとき、かかる行為を一般的に「いじめ」と評価しうるかどうかは微妙であるため、当該生徒がこれをどう受け止めたかという主観面を検討することになるが、上記証言等からは、棚に納豆巻きが置かれていたことについて、当該生徒がこれを深刻に受け止めたことを窺わせる事情は確認できなかった。したがって、エピソード 1)の背景にクラスメートや部活の先輩からのいじめの存在を認めることはできないというべきである。

#### イ エピソード 2)(スリッパあるいは靴を隠されたとするエピソード)について

(ア) 学校アンケートでは、直接目撃したこととして「■■■■君が同じクラスの子にスリッパを隠されていて、それを探しているところを見た」との回答があった。

(イ) スリッパまたは靴隠しの事実について、委員会アンケートでは、以下のような回答が寄せられた。

「■■■■君のスリッパが無くなったことに関して、私は 0 限目の授業の始まりまで一緒に探してあげた。その時は無かったがその日 2 限目の休み時間にトイレで見つかったらしいです」。

「スリッパをゴミ箱にかくされたと死後にきいた」。

「一度、スリッパがなくなりましたが、すぐに見つかりました」。

「スリッパが無くなってしまっていた。トイレにあった。本人から聞いた」。

「スリッパを隠されていたということをうわさで聞いた」。

「彼の死後にうわさで聞いた話だから、本当かは分からないが、「スリッパを隠されていた」「納豆をかばんに入れられていた」というのを聞いたことがある」。

「1 学期の頃、休み時間にスリッパを探している姿を見かけたことがある。その後、トイレの入り口にあったということを■■■■君と同じクラスの子から聞いた」。

「なっとうをいれられたやくつをかくされたということはきいた」。

「彼の死後、くつをかくされていたというのをうわさで聞いた」。

「だれかがまちがえて■■■■君のくつをはいたのですが、それを■■■■君はかくされたと思っておちこんでいたそうです。彼の死後に聞きました」。

これらの回答を総合すると、当該生徒が自分のスリッパがなくなると探していた事実、その日のうちにトイレから発見された事実、そして、クラスメート 1 名が当該生徒と一緒にスリッパを探すのを手伝った事実を認めることができる。

一方、スリッパがなくなったことが、故意に隠されたのか、誰かが履き間違えたのかについては、アン

ケート結果からは判然としない。

(ウ) この点、学校教職員からの聴き取り調査において■■■■の A 教諭は、次のように述べる。

「間違うかなとおもったんですね。だけど、実際間違った子がこの■■■■君の前にいたものですから、1年生はこういうのはあり得るのかなと■■■■君のそのときの正直な感想なんですけれども。これは決して隠されたとかそういうことじゃないよなって聞きましたけれども、別にそんなん絶対じゃないし、そういうことじゃないよとはっきり言いましたですね」。

このように、1年生がスリッパをはき違えた事例が当該生徒の前にもあり、周囲もそのような認識で大事とは考えていなかったふしもあるが、委員会アンケートの回答の中に「だれかがまちがえて■■■■君のくつをはいたのですが、それを■■■■君はかくされたと思っておちこんでいたそうです」との回答があることからすると、実際には故意の靴隠しでなかったとしても、当該生徒がそのように思い込み、主観的には自らがいじめに遭っていると認識したことはあり得る話である。

(エ) もっとも、上記イに記載した、直接の見聞を回答した生徒のうち、本調査委員による聴き取り調査に応じた生徒は、当該聴き取り調査において、自らの目撃体験を次のように述べている。

「あ、まず、僕が 1 回見たのが、〇〇君と■■■■君が、■■■■君がスリッパを隠されて、一緒に捜していたところを見たんですけど、その後すぐに見つかったからよかったですけど。」

このように、スリッパが比較的短いスパンで発見されていること、クラスメートと一緒に探すのを手伝っていた状況からすると、深刻な事態に至っていたとは考えにくい。

また、同じく聴き取り調査に応じた生徒で、前記エピソード 1)の状況も含めて回答した生徒も、当該生徒の状況について「はい。あまり、さらっと受け流すというか」「(調査委員の『スリッパがなくなるというのは、■■■■君に限らず、たまにはあることなんですか』との問いに対し)はい、そうです。中学校でも何かあったんで、そんなに珍しいことでもないのかなとか思ったりしていました」と、当該生徒もあまり大ごととして捉えていなかったという印象であった旨述懐している。

(オ) 以上から、本委員会はエピソード 2)について次のとおり認定する。

当該生徒のスリッパがなくなり、当該生徒がこれを「隠された」と認識して探していた事実が認められるが、これが意図的な靴隠しであったと積極的に認定できる証拠はない。また、スリッパが比較的短いスパンで発見されていること、クラスメートが当該生徒と一緒にスリッパを探してくれていたことをも勘案すると、この事実の背景に、「いじめ」と評価できる特定の者による特定の行為が存在したと認定するには至らない。

#### ウ エピソード 3)(部活動中に■■■■■■■■■■を破損したエピソード)について

(ア) 学校アンケートや基本調査では出て来なかったエピソードのうち、ご遺族から聴き取りに際し留意して調査してほしい旨要望があったものとして、「当該生徒が平成 26 年 6 月の■■■■の練習試合後、自分で■■■■の■■■■を折り、その姿を見て怖がった生徒がいる」というエピソードがある。

このエピソードについては県教育委員会高校教育課と当該校とのやりとりを記録した「事故報告電話(口頭)受理用紙 第 5 報」に、「8 月 29 日(金)夕方、母親から『息子の■■■■■■■■■■の■■■■が割れている

が、何か知っていることがあれば教えて欲しい』という旨の連絡が副担任の C 教諭にある。[ ]の E 教諭が調査したところ、6 月ごろ練習中に [ ]を地面に叩き付けてひびが入ったことがある。しかし、8 月 11 日まで練習に励んでいたのが気付かなかった』との記載がある。E 教諭は 9 月 11 日、ご遺族(母親)に対しても同様の説明をしているが、ご遺族は当該生徒から折れた [ ]を見せられたのが 8 月になってからのことだったため、6 月の時点で本当にこのような出来事があったのかについて不審を持ち、本調査委員会においても繰り返し調査を要望していた。

(イ) 委員会アンケートで、この点に言及した回答した者は 2 名で、次のような内容だった。

「部活で校内戦をしたときに、[ ]君が彼自身のミスに怒って [ ]を折ったことに部員全員がびっくりしたことがある」。

「[ ]の練習試合のときむしゃくしゃして [ ]をおっていました」。

(ウ) 教員への聴き取り調査では次のような言及があった。

まず、E 教諭は、上記アで示した認識を前提に、「どちらかという、そういった子はほかにも結構いるので。いらいらして [ ]を投げつけて折ったりとかいうのがあるのですけれども。かっとなって顔が真っ赤になるようなところはあったかもしれないですね」と述べている。同教諭の当該生徒に対する観察はやや表面的であり、当該生徒の内心を十分洞察しているとは言い難いが、少なくとも、当該生徒の [ ] [ ]を別の部員が破壊したといった事実を隠蔽しようとして虚偽の供述をしているとは到底考えられない。

また、[ ]の A 教諭は「直接かかわっていないことではあるんですけど、[ ]が折れたということがあって、これもいろいろな生徒とか部の中のこととかをちょっと聞いたりもしたんですけども、やはり試合のレギュラーになれなかったというときに、[ ]をたたきつけて割っていたということを聞いたので、ちょっとそういったところがあるんだなというふうには感じました」と述べるが、伝聞による情報をもとに感想を述べている程度であり、事実認定の裏付けとなる供述とは評価できない。

(エ) 一方、[ ]部の生徒からの直接の聴き取り調査において「ミスを連発してしまって、自分のせいで彼が思って、何か、地面に、こう、ばんばんって、[ ]を叩きつけて、折ったんですけども、結構みんな、ふだん穏やかな子だったので」との供述が得られた。当該供述は、直接の見聞を詳細かつ具体的に述べているものであり、極めて信用性が高いと考えられる。

(オ) 以上から、本調査委員会はエピソード 3)について、以下のとおり認定する。

当該生徒は 6 月ごろの校内戦(練習試合)後、自ら [ ]を地面に叩き付けて破損した事実が認められる。当該生徒がこのような行為に及んだ内心は必ずしも断定できないが、この状況を目撃した複数の生徒の回答からは、自らのミスに腹を立てて自分で [ ]を叩き付けたと捉えられており、そのような評価に特段不自然な点は見られない。

したがって、[ ]の破損が第三者によるものであるとは認められず、また、当該生徒が自ら [ ]を破損したことについて、何らかのいじめが原因になっていたとも認めることはできない。よって、3)のエピソードの背景に、いじめが疑われるような特定の者による特定の行為の存在を認定することはできな

い。

エ エピソード4)(ゲーム機または携帯電話《スマートフォン》のゲームへの参加に関するエピソード)について

(ア) 当該生徒は、クラスでも部活動でも唯一、携帯電話(スマートフォン)を保有していなかった可能性がある。このことに関連して、学校アンケートには次のような指摘がされている。

「部活の合宿( )時、夜の自由時間に少し離れたところで一人でゲームをしているのを見かけた。(一度だけ)」。

「合宿の夜、一年生が集まって携帯でゲームをしている間、 は携帯を所持していなかったからなのか、その中に入らずに、隅で一人でいた。その時、一年生全体に違和感を感じた。その後の部活で と何度か話したことがあるが、いつもと変わった様子もなかったため、何も気付かなかった。」。

「部活の合宿時、自分は気付かなかったが、同じ部員の2年生から、夜の自由時間のとき、一年生が集まってゲームをしていたとき、 君はその輪に入らず1人だったと聞いた。」。

(イ) 委員会アンケートでも、この点に言及した回答は多く寄せられた。

「8月の部活の合宿で、1年生が集まって会話をしている時に、 君が1人だけ、少し離れた場所でゲームか携帯かをしていた。(直接目撃した)」。

「部活の合宿の時、宿舎で後輩たちが携帯を持って集まり、ゲーム等をして遊んでいる中、 は携帯を持っていなかったからか一人で部屋の隅にいたため、少し違和感を感じた」。

「彼の死後に私と同じ学年の部活仲間に聞いた話 合宿の夜に大部屋で1年生のグループから 君だけが1人孤立していたと後から友達に聞いた。1年生のグループはみんなで携帯のゲームをしていたそうだが、 君は携帯電話をもっていなかったから1人孤立しているのではと友達が言っていた」。

「直接みたわけではないが、合宿で消灯時間前の休み(自由)時間に、二年生の間でスマホを持っていないために、スマホのマルチゲームに参加できず、ゲームの内容も知らないので、一緒になって盛り上がれなかったというのをうわさで聞いた」。

「部活内では目立たいじめの場面を見ることがなかった。私が2年次の合宿の際に1人だけ輪に入っていない場面を目撃したが、いじめと関連があるかは不明」。

「合宿時、大部屋で部員がスマホで遊んでいるとき、 君はスマホを持ってなく1人であることがあった。直接目撃した」。

上記回答は、「部活動の合宿」での一場面であること、合宿の大部屋で1年生が集まって過ごしている際の出来事である点でほぼ共通しており、「直接目撃した」者が4名いることから、携帯を持っていない当該生徒が、合宿時に他の生徒たちが携帯電話を使ったゲームをしていた際、一人だけ孤立している状況にあったことを推認できる(逆に、他の生徒たちが「会話」していたときに当該生徒が一人だけ離れた場所で「ゲームか携帯」をしていたという状況を直接目撃した生徒も1名存在するが、部活の合宿の際に1年生の集団から当該生徒が一人離れていたという状況は共通する)。

この目撃供述は、ほとんどが 部に所属していた事案当時の2年生(当該生徒の1年上の学年)によるものであることにも留意すべきである。すなわち、1年生の集団を外から客観的に観察した

立場で、当該生徒が一人離れていたことに気づいているものであり、その信用性は高いものと評価できる。

ただし、■■■■部の同学年の生徒の中には「合宿でゲームで遊んだり、怖い話をして盛り上がった」と回答する者もいたため、当該生徒が合宿時に完全に孤立していたと断定するにはなお慎重な検討が必要である。

(ウ) この点、■■■■部に所属していた同学年の生徒に対する聴き取り調査では、「合宿のとき携帯のゲームとかを一緒にすることができなかったので、寂しかったんじゃないかなって思います」という一方で、「僕も■■■君と同じゲーム機を持ってきたんで、その後寝る前とかに一緒にゲームをしたりとかはしました」、「■■■君は、合宿なんですけど、ゲーム機を持ってきてて。…■■■君以外に4人ぐらいは持ってきてて。…■■■君が一人にならないように、結構、そのA君とかと一緒にゲーム機を持ってきてて。…やってきました」というように、当該生徒がゲーム機を持参し、同級生も当該生徒と一緒にそのゲームをやっていた事実があり、周囲の同学年の生徒たちがそれなりに配慮していた様子が窺える。

(エ) 以上から、本調査委員会はエピソード4)について次のとおり認定する。

■■■■部の合宿において、他の生徒たちが携帯電話(スマートフォン)のゲームを行っているときに、携帯電話(スマートフォン)を所持していなかった当該生徒が一人輪の中に入れないでいる状況は存在したと考えられる。

しかし、当該生徒自身もゲーム機を持参しており、同ゲーム機を持参していた同学年の生徒と一緒にゲームに興じる場面もあったと認められるため、当該生徒が合宿において完全に孤立していたり、意図的に仲間外れにされていたという事実は認定できない。

したがって、エピソード4)の背景に、いじめが疑われるような特定の者による特定の行為が存在したと認定することはできない。

#### オ エピソード5)(告別式の際の男子トイレにおける発言に関するエピソード)について

(ア) 当該生徒の告別式には、教頭、正副担任を含め教職員8名と当該校の判断で当該生徒の同級生、■■■■部員、中学時代の友人ら生徒約40名が参列した(基本調査報告書)。もっとも、これらの生徒の葬儀への参列は当該校の独断で決めたのではなく、当初「家族葬で行いたい」との意向を示していた遺族(母親)が、お通夜に訪れた学校職員に対し「葬儀会場が広いので弔問の先生や生徒さんは、もう少し多くても構わない」旨伝えたことも勘案して決めたと学校は言う。(調査委員会の聴き取りで、遺族は『家族で行いたい』と言って、必ずしも生徒に来て欲しくはなかったと発言している)

学校アンケートでは、この葬儀の際、斎場の男子トイレにおいて以下のような発言があったことの回答が寄せられた。

「お葬式の時■■■君と同じクラスだった子がトイレで『ばれたらやばくない』と話しているのを聞いた」。

「葬式ときに■■■組の男子生徒が「やばいことになったな」と言っていたことを聞きました」。

上記2名の回答は、当該生徒が亡くなった後の出来事に関するものではあるが、直接体験した(「聞いた」)内容となっているため、本件自死の背景にいじめが存在したか否かの判断を行うに際し、重要な示

唆となりうるものである。

そこで、本調査委員会では、この点について改めて委員会アンケートでの回答を確認し、必要であれば回答を寄せた生徒からの直接の聴き取りも視野に入れて調査を行った。

(イ) 委員会アンケートにおいても、以下のとおり、学校アンケートに類似する回答が見られた。

「■■■■君の葬式に同じ部活のメンバーだったため行ったが、葬式が始まる前にトイレに行ったときに、人が混んでいたため誰が言っているのかわからなかったが、「これバレたら俺達ヤバイんじゃない？」と言っているのを直接聞いた」。

「彼の死の緊急集会があった際、トイレで『だからあれはやりすぎだったんだって』という会話が聞こえてきたというのを二年生から耳にした」。

このうち、前者は「直接聞いた」体験を回答しているのに対し、後者は伝聞供述であり、やや信用性の程度は落ちるが、特筆すべきは、学校アンケートで回答した二人と委員会アンケートで回答した二人に重なり合いはない、ということである。すなわち、斎場の男子トイレで、当該生徒の告別式に参列した男子生徒が「ばれたらやばい」という趣旨の発言をするのを直接聞いた生徒が少なくとも3名いるということになる。

(ウ) さらに、トイレの発言を直接聞いた旨回答した生徒のうち、生徒本人及び保護者の了解を得て本調査委員が聴き取り調査を行った生徒1名は、このときの状況を次のように述べている。

「葬式の会場に行ってトイレの中で、多分1年■■■組の人だったと思います。で、自殺だったんじゃないのかって言ってて」

「(本調査委員の『で、その自殺だったんじゃない？というのに対して。』と質問されて)自殺だったら俺らやばいんじゃないのみたいな感じで言ってて」

「多分二、三人」

さらに、この生徒は、上記発言を一緒に聞いていた生徒とともに「聞いてて、それでその人たちがいなくなった後に、今の聞いた？みたいな感じで」「あいつらマジあり得ないみたいな感じで言ってて、結構怒ってましたね」と述べている。

上記生徒の発言は具体的かつ詳細であり、信用性が高いと考えられる。この発言によれば、トイレの中で、当該生徒と同じクラスの男子生徒と思われる2、3名が、当該生徒の死について自殺である可能性に言及し、その上で「自殺だったら俺らやばいんじゃないの」という趣旨の発言をしていた事実自体は明確に認められると言ってよいであろう。しかし、第一に、このとき参列した生徒たちは、教員から葬儀が始まる前にトイレに行っておくように促されていたこともあり、トイレには10人以上の人数が入れ替わり立ち替わり入っており、混み合った状況であったこと、第二に、回答した生徒が当該生徒と同クラスではなかったため、発言している人物を特定するに至らなかったという。

(エ) このような発言があったことについて、■■■■で副担任のB教諭は、聴き取り調査において次のように述べている。

「学年主任でアンケートはとりまとめた。■■■組の生徒が『やばいことになった』と書いていた。ちょっかい

を出したが、いじめには至らない、いたずらだったか。当人が苦痛を感じていたら、本人たちは『やばい』と言ったのかもしれない」。

「それについては2通り考えています。ほんとうにいじめというものを子供たち自身が意識して、自分たちにかかわりのあることなのかなとして捉えていたのか、それとも、もう一つが、ほんとうにじゃれ合っただけのいたずらだったのに私のことも関係してくるのかなということ考えていたのかなという」。

また、当該高校の■■■■は、「十五、六の子供たちの心理としては、悼む気持ちはありながら、やっぱりそういうことを口にしてしまったりという未熟さはあるんじゃないかなというふうには思いますね。ただ、それがぽつとあんな形で出ると、お母様が読まれたら、『ああ、悼む子だけじゃないのが来ている』というふうに思われたかもしれませんけれども」と評価している。

(オ) 以上から、本調査委員会は、エピソード5)について、次のように認定する。

当該生徒の告別式の際、斎場のトイレにおいて複数の男子生徒が、当該生徒の死に関して「やばい」という言葉を含む表現を用いた会話をしていた事実が認められる。

本調査委員会において対象者の任意の協力のもとで得られた情報の範囲では、この発言者を特定することはできなかった。また、その発言の趣旨について、それが真実「当該生徒の自死」を前提にし、その原因について思い当たることのある旨言及したものなのか、単に、一人の生徒の死に直面して、自分にも何らかの原因があるのではないかと懸念しての発言なのか、得られた情報の中で判断することは極めて困難である。

このエピソードが、いじめが背景にあることを推認させる事実である可能性は否定できない。しかし逆に、このエピソードをもって特定の生徒によるいじめの事実を断定することは到底不可能である。

したがって、本調査委員会では、このエピソードの背景に、当該生徒に対するいじめの事実が存在する旨認定することはできないと判断した。

## カ クラスの中でのいじめの有無について

(ア) 上記5つのエピソード以外で、当該生徒のクラスにおける当該生徒に対するいじめの存在に関し、学校アンケートでは次のような回答が寄せられていた。

「友だちが出来ない、クラスで浮いていると聞きました」。

「少し、クラスの人から遠ざけられていたということを、部活の友人から小耳にはさんだことがあります」。

「1年生との人間関係が上手くいってなかったと聞きました」。

「二学期の当初で、クラスの人からはぶかれていたという風に聞きました」。

「七月頃、クラスであまりなじめていないように聞きました」。

「1年生が告別式の翌日かその後に『自殺かも』とか『クラスでいじめがあったらいいよ』という会話をしているのが聞こえた」。

「クラスで何かをされていたと、少し聞いたことがあります。ただ、詳しいことは何もわかりません」。

これらの回答者はすべて当該生徒と異なるクラスの生徒であることから、回答は伝聞による情報であり、どのようないじめがあったのかについて具体的な記載が全くない上、他方では「亡くなった後、■■■■

君と同じクラスの生徒からいじめはなかったと聞きました」との回答もあり、これらの学校アンケートの回答から具体的ないじめの存在を認定することは困難である。

(イ) 委員会アンケートにおいても、いじめの有無についてはたくさんの回答が寄せられた。

いじめの存在を肯定する方向の回答には以下のものがあった。

「■■■■君のクラスの男子は平気で人を苛めるように人達がたくさんいる」。

「クラスでいじめられているらしいということをうわさで聞いた」。

「○○君がいじめていたっていうのを■■■■組の人からきいた」。

「いじめられていたということは担任の先生と同じクラスの友人、出身小学校、出身中学が同じである友人に聞いた。内容については新聞の記事を読んで知った」。

「同じクラスの男子(一部か集団かは覚えていません)に無視されていたということを聞いた覚えがあります。友人はその現場を自分で見たとは言っていないため、単なるうわさ話の可能性もあります。友人も同じクラスの子に聞いたと言っていました」。

「友達にクラスの中では1人だけういていたと彼の死後に聞いた」。

「うわさで、いやがらせをされていたと聞いたことがあります」。

「うわさで聞いた。クラスであまりなじめていなかったらしい」。

「部活では見受けられなかったが、クラスであまり上手くないという話を聞いたことがある」。

「クラスでいじめがあったということを彼の死後に聞いた」。

一方、いじめの存在を否定する方向の回答として、以下のものがあった。

「クラス内ではいじめられている様子はなかったと、元■■■■さんと同じ組の友人から聞きました」。

「いじめはない・うわさ→一部の人が■■■■君を少し無視していた。・目立ったいじめはない」。

「いじめはなかったらしい」。

「クラスで何かあったのかと■■■■君に聞いたことがあったけれど、■■■■君は大丈夫と答えた」。

「また、クラスでは、おとなしい感じではなく、いじめの対象になるような人ではないときいた」。

上記委員会アンケートでは回答数は増えたものの、前記学校アンケートの回答とほぼ同一の傾向を示していることがわかる。唯一、特定の生徒の名前を挙げていた回答があることが目を引くものの、特定の生徒の名前を挙げた回答がこれ1通のみであり、かつ、どのようないじめがあったのかにつき記載がないことから、具体的ないじめの認定の根拠とするにはあまりにも脆弱な情報であると言わざるを得ない。

(ウ) 本調査委員会が、本人及び保護者の承諾を得て行った生徒に対する直接の聴き取り調査においては、1名から次のような証言が得られた。

「■■■■君が、教室でいろいろされたりしてたのを、同じクラスの○○君が見てて、部室とかで、『最近大丈夫?』みたいな」

「(委員の『じゃあ、○○君のほうは、■■■■君と同じクラスなので、クラスの中で嫌なことあるのかなってというのは、気づいてたっていうことなのね』という問いかけに対して) はい」

この証言によれば、当該生徒がクラス(教室)でいろいろされていたことを知ったクラスメートが「最近大丈夫？」と気遣っていた事実の存在が窺える。

ここで名前の挙がっている生徒は当該生徒の同級生であり、学校アンケートには回答を記載せず、委員会アンケートでは当該生徒のスリッパがなくなった際、当該生徒と一緒にスリッパを捜してあげた旨回答している。しかし、この生徒から、当該生徒のクラスで当該生徒に対するいじめが存在したという具体的な回答は得られていない。このため、伝聞のレベルにとどまる上記生徒の証言を根拠として、当該生徒のクラスにおいて当該生徒に対するいじめが存在したと認定することは困難である。

(エ) 一方、教職員は当該生徒に対するいじめの有無について、ほとんど情報を持ち合わせておらず、**■**の A 教諭が「彼がじゃなくて、ほかの子たちもちょっとふざけ合ってからかわれていたりとかってというのは、クラスの中でも見受けられましたけれども、彼をターゲットにということはなかったと思うんですが。私の目からはそういうふうには見えなかったですね」と述べるにとどまり、いじめの存在を裏付ける証言は得られなかった。

(オ) 以上の調査結果から、本調査委員会における結論として、当該生徒のクラス内で、当該生徒に対するいじめが存在していたことを具体的に指摘することはできない。

#### キ 部活動をめぐる人間関係の中でのいじめの有無について

(ア) 学校アンケートの回答の中で、当該生徒が所属していた**■**部内でのいじめの有無について、上記エピソード 3)及び 4)以外で言及があったものは以下のとおりである。

「部活の合宿であからさまに孤立させられているように感じた」。

「部活での夏合宿のとき、一年生は皆かたまってお話をしていたのですが、**■**君は 1 人部屋の隅で本を読んでいました。一人だけ慣れていないように見えました」。

「部活に行くのをとても嫌そうにしていました。本当に行きたくないと聞きました」。

これらについては、エピソード 3)に関連するものとも解釈可能である。また、その一方で、部活に熱心に取り組んでいたという趣旨の回答も寄せられており、いずれにしても上記回答のみから、部活内で当該生徒に対する具体的ないじめの存在を認定することは困難である。

(イ) 一方、委員会アンケートにおいては、以下のとおり「部活内で先輩から嫌がらせを受けていた」という趣旨の回答が多く寄せられた。

「彼の死後に、最近、うわさで彼の部活動の先輩から嫌がらせを受けていたらしいということは聞いた」。

「いじめが部活内であったということを彼の死後、うわさで聞いた」。

「彼の死後に友達から、彼は部活動の先輩にかばんの中に納豆を入れられていたことがあったと聞きました。他にもいろいろな嫌がらせを受けていたらしいのですが忘れてしまいました。納豆の話もうわさなので本当かどうか分かりません」。

「**■**部の先輩から嫌がらせを受けていたという噂を聞いたことがある」。

「彼の死後にうわさで聞いた話ですが、**■**君は**■**部に所属していて、その時の**■**

部先輩にイジメられていたという話をききました」。

「亡くなった後に、友達から部先輩からいじめを受けていたことをきいた。多分、新聞かニュースにのっていたからそれをきいたんだと思う。みたこともなかったし、きいたこともなかった」。

「部の先輩からいじめを受けていたといううわさもありました。誰が言っていたかは覚えてません」。

「本当か分からないが、部活動で、先輩から目をつけられて、嫌なことをされていたと、君の死後に元1部のクラスメートからきいた」。

「彼の死後にうわさで聞いた話によると先輩にいじめられていた。部内でいじめを受けていた」。

「彼の死後に、生前のとき部活動の先輩にいじめられているとうわさで聞いたことがある」。

「君の死後にうわさで、『部活の先輩にいじめられていた』と聞いた」。

「うわさ 部活の先輩からいじめを受けていた」。

「彼の死後にきいたうわさで「部内でのいじめ」「生きるのがダルイ」と言っていたという内容をきいた」。

「最初の学校のアンケートがあった時には、何も知らなかったのですが、あとでうわさで聞いたことです。部活の先輩にかばんの中に納豆を入れられるなどのいじめを受けていたとのことでした。私は、全く知らないことなので、確実な情報はありますが同じ学年の人に聞きました。現在の3年生か、卒業した先輩なのかは、くわしくは聞けなかったのわかりません。うわさなので、本当かどうかわかりません」。

「部活の先輩から嫌がらせを受けていた(うわさで聞いた)」。

「また、友達に聞いた話です。部活の先輩などからの嫌がらせがあったそうです」。

以上のとおり、回答数は非常に多いものの、そのすべてが「うわさ」「友達から聞いた話」とされており、回答者がいじめを直接見聞いた内容の回答は皆無であり、したがって、いじめが誰のどのような行為であるかについての言及も全くなかった。中には「部活動の先輩にかばんの中に納豆を入れられていたことがあった」という、あきらかに噂が誤った情報に変容しているものもあった。

委員会アンケートは当該生徒の自死後1年5か月後に実施されたものであり、学校アンケートやその後の報道を経ることで、噂が噂を呼び、多くの生徒に拡散した可能性は否定できない。

(ウ) 一方、本調査委員会が、教職員に対する聴き取り調査、並びに、本人及び保護者の承諾を得て行った生徒に対する直接の聴き取り調査においても、当該生徒が部内でいじめに遭っていたという情報に接することはなかった。

唯一、友人からの伝聞ではあるが、具体的な話として挙げられた「同じ部活動の人が旅行に行ってお土産をもってきてくれたとき、他の人にはいきわたっていたが、君にはお土産を渡していなかったことをその人から聞いた」というエピソードについては、アンケートにこの回答を記載した生徒(以下、「前者の生徒」という)に直接聴き取りを行うことができた。同生徒の証言は以下のとおりである。

「部で旅行に行った人がいたんですけど、お土産を持ってきてくれた、買ってきてくれたん

ですけど、それを■■■■君にあげていなかったというのをその人に聞きました」

「(調査委員の『それはわざと?』との問いに対して)です。まあ、好きじゃなかったみたいで、その人は「調査委員の『じゃ、ほかの人みんなにお土産は渡ったけど、僕だけくれなかったというのは、彼は知っていたんでしょうか』との問いに対して「それがちょっとわからないんですけど、気づいていたか気づいていないか。気づいていたら多分、嫌な気持ちになっていたんじゃないかな」

上記証言から、当該生徒に好意をもっていなかった■■■■部の生徒が、当該生徒にお土産を渡さなかったという事実の存在が窺える。

しかし、上記証言に続けて、「前者の生徒」は、このとき当該生徒以外にもお土産を渡していない相手がいたこと、さらに、お土産を渡さなかったという生徒が、このこと以外に当該生徒になにかやったということはなかった旨回答し、当該生徒に対して特別意地悪をしようという感じをもっていたわけではないことにも言及している。

一方、別の生徒(以下、「後者の生徒」という)に対する聞き取りにおいて、以下のとおり、その生徒自身が旅行に行き、その際■■■■部員にお土産を買ったが当該生徒に渡せなかったという証言がされている。

「僕とか何人か、旅行に行って、お盆中に。で、結構、部活の人たちにお土産とか買ってきてたんで、■■■■君が補習の間、1週間ぐらい来なくて、早く来ないかなみたいに、渡したいから、早く来てほしいなと思ってたんですけど、その全校集会で、そんな聞いて、結構みんな、どうしちゃったんだろうみたいな。」  
「(調査委員の『じゃあ、■■■■君の分のお土産も用意してたんだけど、渡せなかったってということなのね。』という問いに対し)はい。」

「後者の生徒」は、当該生徒を嫌っていたからお土産を渡さなかったのではなく、当該生徒が補習に出てこなかったからお土産を渡しそびれたと証言している。

この点、「前者の生徒」の証言に登場する「お土産を渡さなかった話」をした生徒と、「後者の生徒」が同一人物か否かということが問題となる。「後者の生徒」は、お盆旅行に行ったのは「僕とか何人か」と述べており、複数の者が旅行に行ったことが窺えるため、複数の生徒が同時期に■■■■部員にお土産を買ってきた可能性は十分に考えられる。一方、「前者の生徒」が話を聞いたという生徒が「後者の生徒」であるとの可能性も完全には否定できない。

ただし、いずれにせよこれらの証言を総合したとき、■■■■部の生徒が当該生徒にお土産を渡さなかったというエピソードをもって意図的ないじめであったと認定することは困難であり、また、当該生徒自身がこのことにより心身に苦痛を感じていたことを窺わせる事実も確認できなかった。

(エ) 以上の調査結果から、本調査委員会における結論として、当該生徒の所属していた■■■■部内で、当該生徒に対するいじめが存在していたことを具体的に指摘することはできない。

## ク その他(自転車、学級及び部活における連絡、金銭トラブル等)

(ア) はじめに

既述した事項以外で、当該生徒のご遺族から、調査にあたって留意してほしい旨要請されたトピックと

して、以下の3点があった。

- ① 夏休み前に当該生徒が、タイヤがボロボロになった状態の自転車に乗って帰宅したことがあり、誰かにタイヤを傷つけられたのではないかと(委員会後において委員からご遺族に対して行っていたフィードバックの場で、ご遺族(母親)から口頭で寄せられた情報)
- ② 部活やクラスの連絡網による連絡が当該生徒にだけ伝えられていなかったのではないかと。
- ③ クラス内や部活内で金銭トラブルが生じていたのではないかと。

本委員会は、上記ご遺族の要請を踏まえ、これらの点に留意しつつ調査を進めたが、以下に述べるとおり、当該生徒へのいじめに結びつく事実は確認できなかった。

#### (イ) 自転車の件

当該生徒は1学期中の欠席は1日のみであったが、基本調査報告書にはその理由につき、「                    」の「                    」による欠席」との記載がある(なお、欠席した日は平成26年7月9日)。ご遺族は当該生徒の生前この欠席を把握していなかったことから、この欠席の連絡は当該生徒本人が行ったものと思われる。

この点につき、ご遺族(母親)から、上記①の情報提供があったため、平成28年7月31日、調査委員において、破損した自転車のタイヤを修理したという自転車販売店に直接出向いて、同店舗の店長に対し聴き取り調査を行った。

時間がかなり経過していることもあり、店長には当該生徒の自転車の修理自体の記憶が明確に残っていなかった。ただ、一般論としてではあるが、現在の多くの自転車のタイヤがチューブ内蔵式であり、空気が抜けた状態で長く運転しているとチューブが破損し、その後タイヤ自体がボロボロになるとの説明を受けた。

なお、学校アンケート、委員会アンケート、教員等への聴き取り調査において、当該生徒の自転車事故に関するエピソードについての言及はなかった。

以上から、当該生徒が自転車転倒事故を理由として欠席したこと、及び、自転車のタイヤがボロボロになっていたことは事実として認められるものの、両者が同じ機会の出来事であったか、またそのような事実が発生した原因について、調査結果及び収集した資料により断定することは困難である。自転車店の店長の回答から、自転車のタイヤがパンクしていたこと等により空気が抜けた状態となっていたことに当該生徒が気付かず走行を続けたことに起因している可能性を否定できないが、その事実を認定するほどの資料がないため、積極的認定は困難である。

一方において、アンケートや聴き取り調査から、当該生徒の自転車をめぐるトラブルの存在を推認させる情報が一切寄せられなかったことから、当該生徒の自転車事故による欠席の背景にいじめの事実を認定することはできない。

#### (ウ) クラスや部活の連絡網による連絡について

ご遺族から寄せられた情報によれば、当該生徒は部活の連絡網での連絡が来ないと漏らしていたことがあり、試合の日時や場所を間違えることもあったという。

また、7月のクラスマッチの日に、当該生徒が一人だけ体操服姿で登校したことがあったことから、ご遺族は当該生徒にクラスの連絡網による連絡がされなかったのではないかと懸念を表明している。

本調査委員会が調査した結果、まず、クラスにおいても部活においても、正式な連絡網が作成されていると認められる。

この点、部活の連絡については、本調査委員会の聴き取り調査に応じてくれた生徒(■■■■部員)によれば、年度のはじめに部員全員を対象とした部活連絡用のLINEグループが作られていた事実が認められる。そして、当該生徒は部内で唯一スマートフォンを所持していなかったため、このLINEグループに入っていなかった。

しかし、上記部活のLINEグループでの連絡については、特定の生徒が当該生徒に連絡をすることになっていたとされており(聴き取り調査に応じてくれた生徒はそれが誰であったか記憶がないと述べるが、別の生徒によれば生徒Aだったという記憶だとのことである。ただし、生徒A自身の聴き取り調査からは、自らが当該生徒への連絡役であったという証言は得られていない。)、いずれにせよスマートフォンを所持していない当該生徒への一応の配慮があったことは認められる。

また、当該生徒に部活の連絡が伝わらなかったために、当該生徒が試合の日時を間違ったりしたことがあったかについては、本調査委員会による聴き取り調査でこの点について尋ねられた生徒2名はそれぞれ「いや、なかったです」、「ああ、記憶……、ないです」と回答したが、一方において、■■■■のE教諭への聴き取り調査において「7月に雨で練習が中止になり、キャプテンがみんなに連絡したが、■■■■君には連絡できず、きちんと連絡するように指示した。朝8時半ごろ携帯に電話がきて『試合に遅刻しそうだ』と、『勘違いしているよ。試合は来週だよ』と伝えたこともあった。4月29日伊集院で試合があったが、場所を間違って■■■■に行っていた。少しボーっとしている感じがした」との発言があることから、当該生徒への連絡漏れがあったのは事実であると考えられる。

以上から、部活動の連絡をめぐる、いじめが疑われる事実関係の存在は認められないが、別項で詳述するように、当該生徒がスマートフォンを所持していないことに対する学校の配慮はいささか不十分であったと評価せざるを得ない。

次に、クラスにおける連絡の問題に関し、当該生徒がクラスマッチに一人だけ自宅から体操服で登校したことが挙げられているが、これについては、副担任のB教諭が「で、ショートホームルームの前に更衣を済ませておくことという指示があって」「その前の日までに、朝のショートホームルームとか、終わりの終礼とか、クラスマッチの実施要綱も教室に掲示しますので、その中にも出ています」と述べるとおり、連絡網で伝達されたのではなく、教室内で複数の指示や掲示がされていることから、当該生徒が体操服で登校したことについて、同人にだけことさらに連絡が行かなかったという事実を認めることはできない。

当該生徒については、後記「三 自死の防止に向けて(提言)」2(7)で指摘するとおり、上記体操服での登校以外にも、■■■■のA教諭や、クラスメートの回答にあるように、教科連絡を忘れ、担任から注意を受けていたこともあり、これらのエピソードについては、スマートフォンの所持の有無に関わる問題という

よりも、当該生徒の特性(やや不注意な傾向)によるものと評価せざるを得ない。

いずれにしても、クラスの連絡をめぐって、当該生徒に対するいじめを窺わせる事実は確認できなかった。

#### (エ) 金銭トラブルについて

本調査委員会の調査中、ご遺族より「亡くなった当時、当該生徒は友人から借りたとするゲーム機(赤い PSP)を持っており、持ち主に返却を依頼したことがあった」、「当該生徒が印鑑を気にしたことがあった」ことを根拠に、当該生徒がクラスメートとの間で金銭的なトラブル等を抱えていたのではないかと指摘が寄せられていた。

しかし、これまでのすべての調査のいずれからも、当該生徒がクラスや部活動において金銭面でトラブルを抱えていたことを窺わせる事実は確認できなかった。

#### (4) まとめ(自死の要因となるいじめの有無に関する本調査委員会の見解)

##### ア 結論

以上の調査結果及び本調査委員会における検討の結果、当該生徒の自死の要因となるいじめの存在を特定することはできない。

##### イ 理由

###### (ア) いじめを窺わせる事実の存在について

本調査委員会の判断は、すでに(3)において詳述したとおりであり、当該生徒に対するいじめの存在を断定することはできなかった。

もっとも、本調査委員会が「当該生徒の自死の要因となるいじめの存在を特定できない」と結論づけていることが、とりもなおさず当該生徒に対するいじめが真実存在しなかったということにはならないことを申し添えておく。

上記3で検討したエピソードのうち、何者かが当該生徒のかばん棚に未開封の納豆巻きを置いたこと、及び当該生徒のスリッパがなくなったことについては、いじめに該当する行為である可能性も完全には否定できない。

また、当該生徒の告別式の際、男子トイレにおいて当該生徒のクラスメートと思われる男子生徒らが「俺たちヤバくない？」という趣旨の発言をしていた事実が認められることから、クラス内で当該生徒に対するいじめが存在した蓋然性も完全には否定できないところである。

さらに、上記エピソード以外にも、調査によっては顕在化しなかった事実の中に、いじめが窺われるものがあったかもしれない。

###### (イ) いじめの存在を認定するための要件

しかし、本調査委員会の結論として、当該生徒の自死の要因としていじめが存在したと言い得るためには、単なる可能性や推測では足りず、いじめ防止対策推進法2条1項の「いじめ」の定義にも照らし、次の3つの要件をすべて満たすことが、調査の結果得られた資料や証言によって裏付けられなければならない。

- ① 当該生徒と一定の人間関係にある者が当該生徒に対し、いじめと評価しうる特定の行為(不作為も含む)を行ったこと
  - ② ①の存在を前提として、当該生徒がその行為に対して心身の苦痛を感じていたことを窺わせる事情(当該生徒の様子や周囲の状況)が存在すること
  - ③ ①及び②が肯定された事実について、それが自死の要因となったと認めうる事情が存在すること
- 本件の場合、まず、当該生徒の遺書やそれに類するものが残されていなかったことから、③の要因を判断することが極めて困難であることを指摘しなければならない。加えて、いずれのエピソードについても①及び②の要因を認定するに足りる十分な情報を得ることができなかったことから、本調査委員会としては上記アの結論とせざるを得なかったものである。

#### (ウ) 調査の限界

ご遺族の真実を知りたいという思いに応えることが能わなかったことについては、本調査委員会一同、大変心苦しく思うところである。しかし、本調査委員会の調査にはいくつかの点で限界があったことを指摘しておきたい。

まず、自死直後の学校実施の教職員を対象とした事情聴取における聴取方法、自死から約半年後に行われた学校アンケートの設問が不十分だったため、これらが自死の背景にあるいじめの存否の調査として十分に機能しなかったことが挙げられる。時の経過とともに記憶が薄れ、情報が散逸することは防ぎようがないため、初発の調査に手がかりとなる情報が少なかったことはその後の調査の実効性にとって致命的だったと言わざるを得ない。

次に、本調査委員会の設置自体(事案発生から1年2か月後。第1回開催は事案発生から1年4か月後)も、この種の委員会としては遅かったことが挙げられる。上述のとおり、時間の経過とともに関係者の記憶が失われ、資料や情報が散逸する中で、正確な情報を得ることが難しくなっていたことは否定できない。特に、当該生徒の所属していた[ ]部の部員のうち、事案発生当時2年生だった者は、本調査委員会による調査開始時期がまさに大学受験シーズンであったため、協力を要請することが難しい状況にあった。

さらに、本調査委員会における調査はあくまで任意の協力を前提とするものであり、生徒へのアンケート、聴き取り調査は生徒本人及びその保護者の同意を得なければ回答を得ることができないことも限界のひとつである。委員会アンケートには比較的多くの生徒の協力を得ることができたが、直接の聴き取り調査については、わずか3名の生徒のみの協力が得られるにとどまった。

#### (エ) まとめ

上記のような限界のある状況ではあったが、本調査委員会が、事案発生当時当該校に在籍していたすべての教職員(すでに他校に転任した者も含む)、教育委員会の職員、ご遺族、当該生徒の中学時代の教諭からの聴き取りを行い、上記生徒へのアンケート及び聴き取り調査、さらには学校等から提供された諸資料も加えた膨大な資料を精査した結果として、上記アの結論に至ったということをご報告するものである。

### 三 自死の防止に向けて(提言)

#### 1 いじめ抑止に向けた取り組みの強化

児童生徒が学校で学ぶことにおいて、そこにいじめられる懸念が存在することは決して許されない。安心できる環境で学ぶことこそは、教育基本法の理念のもと最大限に保証されなければならない。

いじめを人生の中の通過儀礼のような表現をして、その存在を認めてしまう風潮が一部にあることを本委員会は強く非難する。いじめは、無くすべきことであり、人間が行うことである以上、意識して無くすることができるものはずである。学校の教師は勿論のこと、国民全体が「いじめは根絶できる」「いじめの無い社会は実現できる」ことを前提として行動することが求められる。そのことを実現するためには、教師が「いじめを起こさせない」と観念的に捉えることにとどまらず、ありとあらゆる手段を傾注して取り組むことが必要である。

学校現場では学力の向上が叫ばれるが、安全安心な学校環境で学ぶことはそれ自体が学力向上の大きな要因になるはずであり、いじめ撲滅の取り組みの結果、学力の向上に結びついた報告は国の内外で報告されている。児童生徒の学力向上を目指すためにも、いじめ撲滅への取り組みがさらに強化される必要がある。また、在学中だけの問題ではなく、社会人として差別やハラスメントの無い社会実現のためにも、いじめを許さない「教育」は必要なはずである。

こうした具体的な取り組みに向けた管理職を含めた教員研修の充実や、教育委員会等学校を指導支援する部局における効果的なシステムの構築、単に教員数だけでなくスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の種々のマンパワー注入のための施策が強く求められる。

#### 2 児童生徒の自死を抑止するために

その原因にいじめが関与しているかどうかに関わらず、児童生徒の自死は全力を挙げて社会が抑止しなければならない。前途ある児童生徒の死は極めて悲しい出来事であるだけでなく、社会全体の損失でもある。とりわけ、自死は自らの意思で命を絶つことであるからこそ、防ぐことができるはずの死であるという認識こそが重要であると考ええる。

自死に至る要因は様々であるが、それが何であれ自死は防ぐことができるはずである。我が子が自死した親や家族、児童生徒が自死した当該学校の教職員が、「気づいていれば・・・」と悔やむのは、まさにその「気づき」が自死を抑止する重要なポイントだからであり、多くの人々がその「気づき」があればと思うのは、直感的にも「気づき」があれば何とかあったのではと感じるからである。

本委員会は、児童生徒の自死の抑止のために、「気づきの促進」「問題解決的生徒指導から予防的開発的生徒指導へのシフト」「生徒の心身の状態に関するアセスメントの重要性」「児童生徒が SOS を発信しやすい学校や社会」「学校や学級における豊かな人間関係の構築」「デスエデュケーション(死に関する教育)への取り組み」「児童生徒の適切な SNS 利用法」「学校と家庭の連携とくに欠席連絡」の8点について提言する。

##### (1) 「気づき」の促進

第1に述べたいのは、「気づき」の促進である。親子関係から近隣関係、学校における交友関係や教師－生徒関係が希薄化してきていると指摘される。兄弟姉妹数の減少や核家族化、ひとり親家庭の増加など物理的メンバー数の減少という社会構造的な問題もあるが、近隣関係の交流の減少や学校や学級における関わりの希薄化は、物理的な数の要因だけでなく、「干渉されたくないから干渉しない」「傷つきたくないから近づかない」といった心理的な問題や社会生活実態の変化が大きく影響している。ひとりの児童生徒に多く注がれていた「眼」は次第に少なくなっている一方で、児童生徒も本音を出そうとしない。こうしたなか、大人たちとくに学校の教師は、教育のプロであるからこそ、その「気づき力」を高める必要がある。それは当然「高みの見物」で気づくものではなく、教師と児童生徒が今までにも増して豊かに関わることによって実現できるものである。

教師の多忙化が指摘される現代、児童生徒の種々のサインに気づくことは種々の限界もあり得ることである。上述のように、SOSを発信することが少ない現代の児童生徒のサインに気づくためには、教師にこれまで以上の努力を求めるにも限界があり、相応のマンパワーの投入は不可欠である。

## (2) 問題解決的生徒指導から予防的開発的生徒指導へのシフト

生徒指導が一部の「気になる生徒」のためにあるのではなく、すべての児童生徒の「生き方の指導」として「積極的生徒指導」の理念が強調されてすでに4半世紀を過ぎる。しかし、学校現場での現状は、まだその理念の実現にはほど遠い。

いじめの問題も、それが起きてしまったからの対応が大半であると言わざるを得ない。学校でのいじめ撲滅に実質的な成果をあげているノルウェーでも、予防的開発的な取り組みへの大きなシフトを行い、確実な成果をあげている。いじめの問題に限らず、生徒指導の主体が後始末的な問題解決から、その生起を抑止する予防的な取り組みや「心の育み」によって、結果的にそうした問題が起きなくなる開発的な取り組みへのシフトが強く求められる。

## (3) 生徒の心身の状態に関するアセスメントの重要性

予防的開発的な生徒指導へ重心を移すのであれば、事態が生起する前から児童生徒の心身の状態を的確に見取る取り組みは極めて重要である。鹿児島県教育委員会は鹿児島県総合教育センターにおいて、不登校兆候の早期発見と支援のために、全国に先駆けて「学校楽しいーと」という心理検査を開発している。この「学校楽しいーと」は誰でも同センターのホームページからダウンロードして利用できるため、全国的にも利用例が多くなっている。さらに、心理検査「Q-U」など、児童生徒の不適応状態を把握しようとするアセスメント手段も多く開発されている。

不登校に限らず、いじめの早期発見など児童生徒の微かなサインにいち早く気づくためにもこうした心理アセスメントは有効であり、「学校楽しいーと」の開発県であるからこそ、更なる利用が強く望まれる。

## (4) 児童生徒がSOSを発信しやすい学校や社会へ

児童生徒が発する微かなサインに気づこうとする取り組みは重要ではあるが、児童生徒の発信力を弱い状態のままにしておくわけにはいかない

いじめ事態が明るみになったとき、「なぜもっと早く知らせてくれなかったのか」の問いはしばしば発せら

れる。いじめられに限らず、自死を考えている児童生徒が辛く苦しい状態を発信しなかったことの原因を発信しなかった児童生徒本人にあるとするのは無責任な態度である。「聴いてもらえない」「訴えても何にもならない」「どうせ取り合ってもらえない」「誰でもそうだよと言われるだけ」「弱音を吐いてどうすると言われるだけ」といったことがあるから、口をつぐまざるを得ない状態にしているのは周囲である。

一方で、こうしたことの連続の中、「弱音の吐き方」もわからなくなってしまっていないか。社会の中の個であるからこそ、SOSの発信によって、事態の具体的な解決には届かなくても効果的な情緒的癒しによって、その個が守られるはずである。

#### (5) 学校や学級における豊かな人間関係の構築

人間は、社会の一員として種々の人間関係ネットワークのなかにあり、その関係性の中で具体的な支援を有形無形に受けている。物資の提供や有益な情報の入手といった「モノのサポート」と、話を聴いてくれるだけでも受ける他者からの受容や共感といった「こころのサポート」である。これらを心理学ではソーシャルサポートと呼ぶが、こうしたソーシャルサポートネットワークが豊かでないと、心身の健康度やストレスに対する耐性が大きく低下することが明らかにされている。

したがって、学校という集団の中の個として生活する児童生徒にとって、このソーシャルネットワークが豊かであるかどうかは彼らの心身の健康に直接関連することになる。学級内や部活動、種々の学校行事など、様々な機会を捉えて、児童生徒のソーシャルネットワークを豊かにする取り組みは、少子化や核家族化が進み世帯あたりのメンバー数が少なくなってきた現代だからこそ積極的に取り組むべき喫緊の課題である。

中1ギャップや高1ギャップが言われて久しいが、こうした各学校段階の初年次における人間関係作りへの取り組みは急務である。

#### (6) デスエデュケーションへの取り組み

「デスエデュケーション」は、かつて「死の準備教育」と訳され、「自分に与えられた死までの時間をどう生きるかを考えるための教育」と説明されている。一方、平山(1991)は、デスエデュケーションを将来訪れるであろう死に対する準備としてだけでなく、「死を思い、死を体験することを通して、現在の生き方そのものを問い直し、より充実した生を送ることを目指す」という意味から、「生と死の教育」と名付けた方が良いとも述べている。このことは「命の尊厳」も含めて、生の教育において、死の教育が表裏の関係にあることを示している。

児童生徒が、親戚や知人の死に臨むことは極めて少なくなっているし、葬儀等にも参加した体験が少ないといわれている。学校現場での「死」の取り扱いも、児童生徒の心理的負担や宗教行事的部分との関係で非常に消極的なのが現状である。このため、児童生徒が「死を思い、死を体験する」機会はほとんど無くなっている。

たとえば、学校で自死事案が発生した場合、更なる自死事案の続発を懸念するかのように、直後に「命の大切さ」の授業が、「命を粗末にするな」のスローガンのもと行われることがある。

自死をした児童生徒がまさに「命を粗末にした」ということになる。これでは、亡くなった児童生徒に対する

「死を悼む」気持ちとは微妙なずれを生じさせてしまい、何事も無かったかのようになることが、学友の死を乗り越えられたことのように錯覚してしまう。

死を心から悼み、その悲しみをしっかりと味わうことで多くの児童生徒がまさに死と相対化して生を捉えるきっかけにもなるはずである。

さらに、我が子を自死で亡くすという辛さや悲しさに必死の思いで耐えている遺族は、学友たちの亡くなった我が子への思いを感じることで大きな癒しも受けるはずである。

#### (7) 児童生徒の適切な SNS 利用法

生徒とくに高校生の人間関係において、LINE 等の SNS で繋がる関係は大きな部分を占めている現状にある。ネットいじめやネット依存、スマホ依存など憂慮すべき課題も当然抱えているが、鹿児島県内でも97%以上の高校生が SNS を日常に利用している現実を直視すべきである。

鹿児島県総合教育センターの調査でも、SNS 利用者より非利用者の心身の健康度や友人関係の適応度が明らかに低くなっている。スマートフォン等の非所持のため SNS ネットワークの外にいる生徒への配慮は、ネットいじめへの対処と同様に学校が全力を挙げて取り組むべき課題である。

なお、鹿児島県総合教育センターでは 2017 年に「SNS チェックシート」を新たに開発している。「持たせないことを」を前提に何も指導しなくて良い時代ではないことは明らかである。こうした「SNS チェックシート」のような本県開発のアセスメントも活用しながら児童生徒を支援していくことは、インターネットをはじめとした新たな交流メディアにおける配慮と責任性の醸成は勿論のこと、SNS 等におけるネットいじめの抑止にもなると同時に、こうした交流手段の中で生じている新たなストレスへの緩和支援になるはずである。

#### (8) 学校と家庭の連携とくに生徒の欠席連絡に関すること

児童生徒の心身の状態のアセスメントや具体的な支援のためには、学校と家庭が効果的に連携することが重要であることは言うまでも無い。児童生徒の無断欠席の防止や所在の確認といったいわば消極的な理由ではなく、学校を休む生徒への多面的な見取りや支援のために、「学校を休む」という事象は大きなキーポイントである。したがって、正課の授業であるかどうかに限らず、高等学校であれば、課外授業(補習)、各種学校行事、部活動といった教師がその欠席を把握することができるものについて、情報を保護者と共有することは極めて重要なことである。さらに、その欠席を保護者がどう受け止めるかを教師が把握することも生徒の支援のためには大切な視点であろう。